

第6章

実現化方策

1. 基本的な考え方

1-1 都市計画マスタープランの運用

都市計画マスタープランは、本市が目指す都市の将来像を具体的に示し、都市づくりを進めるに当たっての基本的な方針を定めたものです。その実現に当たっては、第二次霧島市総合計画^{※1}等の上位計画や本市の関連計画を踏まえて推進していきます。

都市づくりを計画的に進めるため、関係部署との連携を図り、都市計画マスタープランの適正な運用に努めるとともに、上位関連計画等との整合性に配慮しながら、今後の社会情勢の変化や市民ニーズを踏まえ、適切な時期に見直しを行います。

1-2 協働による都市づくり

本市は現在まで、都市計画法に基づく用途地域^{※2}の指定による土地利用の誘導や土地区画整理事業^{※3}、幹線道路等の都市基盤の整備、霧島市土地利用対策要綱^{※4}に基づく民間開発行為^{※5}における指導・助言を行い、都市づくりを進めてきました。しかし、人口減少・超高齢社会^{※6}における持続可能な都市経営や、地域における多様なニーズに対応した霧島市らしい都市づくりを推進するためには、市民（地域コミュニティ^{※7}、NPO、ボランティア組織等）や事業者、大学等の教育機関との協働により、進めていくことが求められています。

1-3 分野別施策の実施と進行管理

人口減少・超高齢社会の到来や、一斉に更新時期を迎える公共施設の維持・更新など、厳しさを増す行財政運営の中で、本市が目指す都市づくりを進めるためには、優先度を判断し、計画的な事業の実施が必要となります。また、分野別施策の実施がより一層、効率的・効果的なものとなるよう、都市計画マスタープランや個別計画の進捗状況や効果を検証するなど、PDCA サイクル^{※8}の考え方に基づいた進行管理に取り組みます。

※1 第二次霧島市総合計画 / 市が将来に目指すべき都市像とまちづくりの基本方針を明らかにし、その実現に向けた具体的な施策を体系的に示した上で、市民とともに考え、共有し、行動する協働と連携のまちづくりを進めていくための計画。平成30年（2018年）3月策定。

※2 用途地域 / 都市計画法に規定された地域地区のうち最も基本となるもので、地域に応じて建築物の用途や高さ等の形態について、一定の制限を定めることにより土地利用を方向づけるもの。霧島市では、国分、溝辺、隼人地域の一部に用途地域が指定されている。

※3 土地区画整理事業 / 道路、公園、下水道などの公共施設の未整備な市街地や今後市街化が予想される地区において、道路や公園などの公共施設を整備、改善し、宅地の区画や形状を整える市街地開発事業。

※4 霧島市土地利用対策要綱 / 開発行為に対して一定の基準を定め、これについて必要な指導及び調整を総合的に行うことにより無秩序な開発を防止し、良好な自然環境を保護するとともに、市民の安全と快適な生活空間の建設を実現することを目的とする。平成17年（2005年）制定。

※5 開発行為 / 主として建築物の建築又は特定工作物の建設のために行う土地の区画形質の変更（道路を新設する、一定以上の切土や盛土を行う、地目の変更にあたる造成を行うなどの行為）

※6 超高齢社会 / 高齢化率の一段と高い社会を「超高齢社会」と呼ぶ。一般的に、高齢化率7%～14%を「高齢化社会」、同14%超～21%を「高齢社会」、同21%超が「超高齢社会」とされる。

※7 コミュニティ / 居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村、都市、地方など、生産、自治、風俗、習慣などで深い結びつきをもつ共同体。

※8 PDCA サイクル / Plan（計画）→Do（実施・実行）→Check（点検・評価）→Action（処置・改善）の頭文字をとったものであり、この流れを繰り返すことで、事業や施策などの継続的な改善を図ろうとする考え方。

2. 協働による都市づくりの推進

2-1 都市づくり情報の共有

協働による都市づくりを進めるためには、主体となる市民・事業者等や行政が都市計画マスタープランを十分に理解し、都市づくりに関する情報を共有することが重要です。このため、市のホームページや広報きりしま等を通じて、まちづくりについての情報や市の計画、事業・制度等に関する各種情報を公開し、市民のまちづくりへの関心や参加意識の高揚を図るとともに、幅広い方々へ分かりやすい情報が提供できるように努めます。

2-2 多様な主体が参加・連携する都市づくり

(1) 都市づくりのための役割分担

都市づくりを計画的に実現していくためには、市民等の理解と協力が不可欠です。市民等の主体的な取組は、地域の活力となり、魅力的な都市の形成へとつながることから、市民、事業者、大学等の教育機関、行政がそれぞれの役割を担いながら、連携・協働した都市づくりを進めます。

①行政の役割

- ・土地利用施策の実施
- ・都市施設^{※9}等の整備
- ・都市づくり情報の積極的な提供
- ・都市づくりに係る取組への支援

②市民の役割

- ・都市づくりへの提案、協力
- ・市民参画の場への参加
- ・環境美化、清掃活動への参加
- ・公共施設管理への協力

③事業者及び大学等の教育機関の役割

- ・専門的な知識や技術の提供
- ・ノウハウを活かしたまちづくりの取組
- ・都市づくりの各種施策への参加、協力
- ・環境美化・清掃活動などの地域への貢献
- ・教育による人材育成

※9 都市施設 / 都市での諸活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で都市計画に定めることができるもの。交通施設（道路、鉄道、駐車場など）、公共空地（公園、緑地など）、供給・処理施設（上水道、下水道、ごみ焼却場など）、水路（河川、運河など）、教育文化施設（学校、図書館、研究施設など）、医療・社会福祉施設（病院、保育所など）、市場、と畜場、火葬場など。

(2) 市民主体のまちづくり

良好な都市環境の形成を図るために、その地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりのルールとして、地区住民や地権者等が自ら自主的な規制を定める「建築協定^{※10}」「景観協定^{※11}」「緑地協定^{※12}」などの制度や、市民やまちづくり団体などが都市計画の決定・変更を要請する方法として「都市計画提案制度^{※13}」があります。

これらの制度は行政主導による都市計画だけではなく、市民一人ひとりが都市計画の当事者として、市民自らが主体となり、市民と行政が同じ立場で議論し、お互いの知恵と力を合わせた都市づくりが可能となる制度として期待されることから、これらの制度の活用を促進します。



■ 多様な主体による協働の都市づくりイメージ

※10 建築協定 / 全国一律に定める建築基準法では満たすことのできない地域の個別的な欲求を満足させるため、一定の区域内において権利者の合意のもとに締結する。建物の敷地、構造、用途、形態、意匠などに関する自主的な基準を定め、互いに守り合うことを約束する建築基準法に基づく制度。

※11 景観協定 / 景観法に基づき、景観計画区域内の一団の土地の土地所有者等の全員の合意により、締結される良好な景観の形成に関する協定。地域に合ったきめ細やかな景観に関するルールを定め、自主的な規制を行うことができる。

※12 緑地協定 / 都市緑地法に基づき、都市計画区域内の一団の土地等の所有者等の全員の合意により、市長の認可を受けて締結される緑地の保全又は緑化に関する協定。

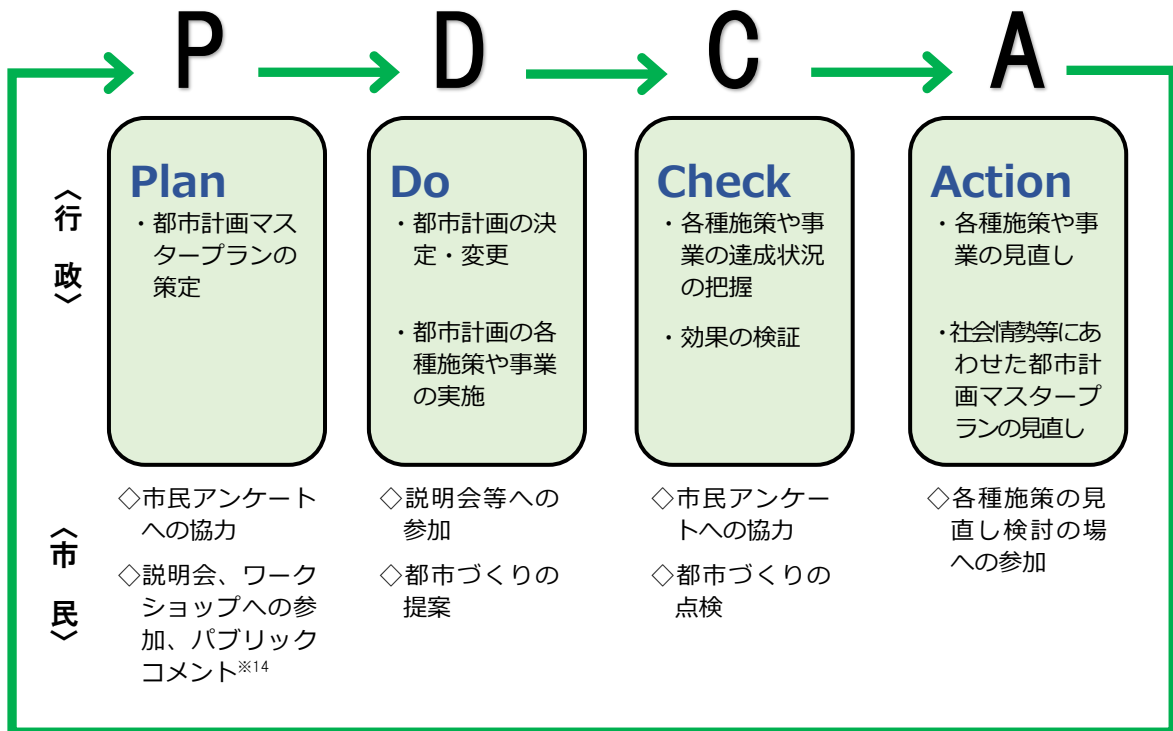
※13 都市計画提案制度 / 土地所有者やまちづくりNPO等が、地域の合意等一定の条件を満たした上で、都市計画について、その案を提案できる制度。

3. 将来都市構造の実現に向けた取組

3-1 都市計画マスタープランの適正な運用

(1) PDCA サイクルによる進行管理

今後、市民参画の場を設けながら、実施する各種施策及び事業の効果を検証し、それらの結果を次の整備方針決定や計画見直しへ反映させることにより、都市の将来像実現に向けた取組がより一層、効率的・効果的なものとなるよう努めます。



■ PDCAサイクルによる進行管理のイメージ

※PDCAサイクル

Plan (計画) ⇒ Do (実施・実行) ⇒ Check (点検・評価) ⇒ Action (処置・改善) の頭文字をとったものであり、この流れを繰り返すことで、事業や施策などの継続的な改善を図ろうとする考え方。

(2) 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、上位計画の変更や事業計画の見直し、社会経済状況の変化等、今後の動向・変化に柔軟に対応するため、適切な時期に見直しを行います。

見直しに当たっては、各事業の進捗度を評価し、事業計画の見直し等に反映させるほか、その時々市民ニーズを踏まえ、内容の充実を図ります。

※14 パブリックコメント / 計画等の策定及び規制に関する条例等の制定の過程において、案の段階で広く公表し、市民からの意見又は提案を求め、寄せられた意見に対する実施機関の考え方を明らかにして、施策などの意思決定に反映させることを目的とした制度。

3-2 都市計画事業の重点的な取組

(1) 適正な土地利用誘導の検討

①都市計画区域の再編

本市は、旧市町の合併により、複数の都市計画区域^{※15}が共存する状態となっています。都市計画区域は、一体の都市として総合的に整備・開発、保全する必要のある区域であることから、既に生活圏が形成されているまとまりのある地域をもとに、都市計画区域の設定を見直し、再編について検討を行います。

②地域地区制度の適用

都市の将来像を実現するため、集約型多極連携ネットワーク都市構造^{※16}への転換を図るとともに、各拠点地域の都市機能^{※17}の充実を図り、都市計画マスタープランの各方針に従い、地域の実情に即した土地利用の誘導を進めます。

市街地における開発動向等を見極めながら、必要に応じて用途地域^{※2}の見直しを行うとともに、その他の地域においても快適な住環境等の維持・形成を図るため、特定用途制限地域^{※18}等の地域地区制度の適用について検討します。

③地区計画制度の活用

地区計画^{※19}は、美しいまちなみの創出や土地の有効利用の促進など、地区の特性に応じた、きめ細かなまちづくりのルールを定めるもので、地区住民の意向が十分に反映される仕組みであることから、住民参加の都市づくりを目指す上で適した都市計画制度と言えます。

今後、地区計画制度の導入について検討し、住民の合意形成を図りながら、良好な住環境の整備、保全を図っていきます。

④立地適正化計画の策定の検討

これからの人口減少社会において、医療・福祉、商業施設などの生活サービス機能や公共交通、地域コミュニティ^{※7}などは、一定の人口密度がなければ持続が難しくなり、また、住宅地や商業地などが無秩序に拡散すると、公共投資も大きくなります。

本市では、都市計画マスタープランにおいて、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方から集約型多極連携ネットワーク都市構造^{※16}を将来都市構造として掲げており、実現するための一つの手法として、立地適正化計画^{※20}の策定について検討を行います。

⑤一定規模以上の開発に対する指導

無秩序な市街地の拡大を防止し、良好な自然環境を保護するとともに、市民の安全と快適な生活空間を確保するため、都市計画区域内・外を問わず、1,000㎡以上の開発行為^{※5}については「霧島市土地利用対策要綱^{※4}」に基づき、適切な指導・助言を行います。

※15 都市計画区域 / 都市計画法やその他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要のある区域が指定される。

※16 集約型多極連携ネットワーク都市構造 / 本市が目指すコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造。(本文P.64参照)

※17 都市機能 / 居住、商業、工業、文化、教育、医療、保健、福祉、レクリエーション、行政、交通といった都市における様々な活動に対して種々のサービスを提供する役割。

※18 特定用途制限地域 / 都市計画法に基づく地域地区の一つ。都市計画区域内で用途の定められていない地域(市街化調整区域を除く)及び準都市計画区域において、良好な環境確保に支障がある特定の用途の建築物等の建築を制限する制度。

※19 地区計画 / 住民の生活に結びついた「地区」を単位として、良好なまちづくりを進める都市計画の手法。「地区レベルでのまちづくりの方針(ビジョン)」や「道路、公園の配置、建物の用途や高さ、容積率、壁面の位置等」について、地区の特性に応じてきめ細かく定めるもの。

※20 立地適正化計画 / 将来にわたり、持続可能なまちづくりの実現を目指すため、市町村が策定するマスタープラン。(本文P.48参照)

(2) 市街地や都市施設等の整備

- ① 現在事業実施中である麓第一土地区画整理事業^{※3}、浜之市地区土地区画整理事業、隼人駅東地区土地区画整理事業においては早期完了を目指します。
- ② 現在実施中である国分中央地区の都市再生整備計画事業^{※21}を推進するとともに、隼人駅周辺地区の都市再生整備計画事業の導入による整備を進めます。
- ③ 国分・隼人地域の浸水被害を防除するため、霧島市雨水管理総合計画^{※22}に基づく整備を推進します。
- ④ 道路や下水道等の都市施設^{※9}に関する事業の実施に当たっては、必要性や費用対効果に係る検証を十分行ったうえで、事業の優先度を判断し、計画的に整備を進めます。
- ⑤ 長期未着手の都市計画道路^{※23}については、県が策定した「長期未着手都市計画道路見直しガイドライン^{※24}」に基づき、近年の社会経済情勢や「霧島市総合都市交通体系調査」等を踏まえながら、事業の必要性や実現性について評価を実施し、適切に見直しを行います。
- ⑥ 市民が日常よく利用する公園・緑地等については、運営や維持・管理の面で地域住民等が参画できる仕組みづくり等を検討し、市民との協働による取組を進めます。

※21 都市再生整備計画事業 / 地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とした事業。

※22 霧島市雨水管理総合計画 / 平成29年(2017年)7月に国が公表した雨水管理総合計画策定ガイドラインに基づき下水道による浸水対策ハード対策とソフト対策の組合せを実施すべき区域や対策目標等を定めたもの。平成31年(2019年)3月策定。

※23 都市計画道路 / 都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために都市計画で定められる道路。

※24 長期未着手都市計画道路見直しガイドライン / 長期未着手等の都市計画道路について、定性的、定量的な指標について総合的に点検し、見直しの方向性を検討するための基本的な考え方を示したものの。